

## 広島市スポーツ振興計画（答申案）【添書：案の1】

素案に記述している「民間主体の」の文言を削除し、「サッカー専用スタジアム整備の気運に呼応した支援」を答申案としたうえで、付帯意見を付ける場合

平成 23 年(2011 年) 月 日

広島市長 秋葉 忠利 様

広島市スポーツ振興審議会  
会長 東川 安雄

## 広島市スポーツ振興計画の策定について（答申）

平成 20 年（2008 年）11 月 20 日付け広文ス第 473 号で諮問のあった標記のことについて、別添のとおり答申します。

なお、答申に当たり、下記の意見を申し添えます。

## 記

## &lt; 付帯意見 &gt;

第 5 次広島市基本計画（以下「基本計画」という。）における第 2 部第 6 章第 5 節 新しい「スポーツ王国広島」の創造に、施策として「民間主体のサッカー専用スタジアム整備の気運に呼応して必要な支援に取り組む。」と記載されている。

スポーツ振興計画は基本計画の部門計画であるため、本審議会では、この基本計画の施策をスポーツ振興計画にどのように具体化し盛り込むかを検討した。

その結果、サッカー専用スタジアムの整備について、「民間主体の」整備を強調して記載すると、現下の厳しい経済情勢の下では、広島市の姿勢が消極的であるとの印象を市民に与え、サッカー専用スタジアム整備への市民の期待感が薄れて、その実現に向けた気運が後退するのではないかという意見があり、本答申の中では、敢えて「民間主体の」という文言を記載していない。

なお、このことが基本計画の記述の趣旨を変えるものではなく、サッカー専用スタジアムの整備については、今後、サッカースタジアム推進プロジェクトにおける検討結果等を踏まえ、積極的な支援に取り組まれない。

広島市スポーツ振興計画（答申案）【添書：案の2】

答申にサッカー専用スタジアムに関する施策を盛り込まず、付帯意見を添える場合

平成 23 年(2011 年) 月 日

広島市長 秋葉 忠利 様

広島市スポーツ振興審議会  
会長 東川 安雄

広島市スポーツ振興計画の策定について（答申）

平成 20 年（2008 年）11 月 20 日付け広文ス第 473 号で諮問のあった標記のことについて、別添のとおり答申します。

なお、答申に当たり、下記の意見を申し添えます。

記

< 付帯意見 >

第 5 次広島市基本計画（以下「基本計画」という。）における第 2 部第 6 章第 5 節 新しい「スポーツ王国広島」の創造に、施策として「民間主体のサッカー専用スタジアム整備の気運に呼応して必要な支援に取り組む。」と記載されている。

スポーツ振興計画は基本計画の部門計画であるため、本審議会では、この基本計画の施策をスポーツ振興計画にどのように具体化し盛り込むかを検討した。

その結果、サッカー専用スタジアムの整備について、「民間主体の」整備を強調して記載すると、現下の厳しい経済情勢の下では、広島市の姿勢が消極的であるとの印象を市民に与え、サッカー専用スタジアム整備への市民の期待感が薄れて、その実現に向けた気運が後退するのではないかという意見や基本計画の記述どおり「民間主体のサッカー専用スタジアム整備の気運に呼応して必要な支援に取り組む。」と記載すべきであるという意見、さらにはサッカー専用スタジアムの整備に慎重な意見など様々な意見があり、審議会としての意見の一致に至らなかった。

このため、サッカー専用スタジアムの整備については、本答申に盛り込んでいないが、今後、サッカースタジアム推進プロジェクトにおける検討結果等を踏まえ、積極的な支援に取り組まれない。